

平成 28 年 2 月 18 日
京葉少年野球連盟

合同チームの取り扱いについて

近年、少子化等に伴い各クラブとも部員の減少が著しく、単独クラブでの参加が難しいチームが増えている。そこで そのような子供達の試合出場機会を確保する為、合同チームを編成することを以下の条件の基で認めることとする。

- 1、合同チーム編成は各クラブとも下記の条件の場合認める。
 - A ゾーンは、6 年生・5 年生・4 年生で 10 名以下の場合とする。
 - B ゾーンは、5 年生・4 年生・3 年生で 10 名以下の場合とする。
 - C ゾーンは、4 年生・3 年生・2 年生で 11 名以下の場合とする。(教育リーグは、上記の条件は適用しない。)
- 2、合同チーム編成にあたっては連盟に加盟しているクラブか新規に加盟予定クラブとする。(休部クラブからの参加は認めない)
- 3、連盟の主催する大会毎の抽選準備前(参加申し込み前)までに合同を予定しているチームはクラブ別に全員の学年別選手の人数と合同チームの登録選手の学年別人数を提出し、理事長の承認を得ること。
- 4、合同チームの登録選手は 15 名以下とする。(教育リーグは適用しない。)
- 5、試合日程などの調整を考慮し、合同チームは原則として 2 チームでの編成とする。
- 6、ベンチスタッフは 1 チームに偏らないように心がけること。
- 7、服装は統一されたユニフォームが望ましいが、個々のチームのユニフォームも可とする。ただし、背番号は統一されていること。
- 8、呼称は合同チームとする。後々 何処のクラブの合同かわかるように簡潔明瞭なチーム名にすること。
- 9、合同チームの編成にあたり、選抜チームにならないよう心がけること。
- 10、合同チームを編成している一方のクラブが、1 項の条件を満たさなくなった場合は大会終了後ただちに解散し、再度、編成を見直すこと。
- 11、上記の件に合致しない案件については、別途連盟で協議し、登録にあたっては理事長の承認を必要とする。
- 12、春季大会 A ゾーンに参加する合同チームは、現状では「くりくり少年軟式野球連合会」で出場を認めていないので、ベスト 8 の段階でその後の試合は辞退とする。